

## 令和6年8月1日からの特定入所者介護サービス認定者の負担限度額

### (1) 入所サービスの負担限度額

		1日の負担限度額(日額)				
		第4段階	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
食 費		2,350円	1,360円	650円	390円	300円
居住費	多床室	900円	430円	430円	430円	0円
	個室	1,900円	1,370円	1,370円	550円	550円

※ 国が定めた食事の提供に要する平均的な費用の額(基準費用額)は1,445円(日額/R3.8)

### (2) 短期入所(ショートステイ)の負担限度額

		1日の負担限度額(日額)				
		第4段階	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
食 費		2,350円	1,300円	1,000円	600円	300円
滞在費	多床室	900円	430円	430円	430円	0円
	個室	1,900円	1,370円	1,370円	550円	550円

### (3) 利用者負担段階(収入による段階)は次の5段階です

第4段階	本人あるいは世帯の誰かが特別区民税を課税されている方
第3段階②	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の収入が120万円超の方 (収入とは、合計所得金額と課税年金収入額の合計)
第3段階①	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の収入が80万円超、 120万円以下の方(収入とは、合計所得金額と課税年金収入額の合計)
第2段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の収入が80万円以下の方 (収入とは、合計所得金額と課税年金収入額の合計)
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金の受給者で世帯全員が特別区民税非課税の方